

前橋市舗装長寿命化修繕計画更新業務 特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

- 1 本特記仕様書は、前橋市（以下、「発注者」という。）が委託する前橋市舗装長寿命化修繕計画更新業務（以下、「本業務」という。）について、受注者が遵守しなければならない業務の仕様を定めるものとする。

第2条 目的

- 1 本業務は、長期的な視点に基づくアセットマネジメントを支援するシステムを導入することで、継続的な前橋市舗装長寿命化修繕計画の更新、持続可能な道路維持管理体制の構築を目指すことを目的とする。

第3条 関係法令等

- 1 本業務は、本仕様書によるほか、「群馬県測量・調査・設計 業務必携」及び下記に記載する関係法令、規則等に基づき実施する。
 - (1) 舗装点検要領（平成28年10月 国土交通省 道路局）
 - (2) 群馬県道路施設長寿命化計画（令和5年4月 群馬県）
 - (3) 群馬県舗装修繕・点検要領（令和3年10月 群馬県）
 - (4) その他関係法令、規則、通達等

第4条 貸与資料

- 1 発注者は、受注者に以下の資料を貸与するものとする。その場合受注者は、発注者に借用書を提出するものとし、資料等の取扱い及び保管にあたっては、損傷、紛失等のないよう十分注意するものとする。また、発注者が返却を求めた時は、速やかに返却しなければならない。
 - (1) 前橋市舗装長寿命化修繕計画
 - (2) 路面性状調査業務報告書
 - (3) FWD調査業務報告書
 - (4) 交通量調査結果報告書
 - (5) その他発注者が認める資料・データ

第5条 情報セキュリティ要件

- 1 受注者は、情報セキュリティマネジメントシステム「ISMS」の公的認証を保有しているものとし、

これらの認証に基づき、全般的な情報セキュリティに関する適切な保護措置を講ずるものとする。

第6条 配置技術者

- 1 本業務における主任技術者及び照査技術者の配置要件については「公募型プロポーザル実施要領」による。

第7条 提出書類

- 1 受注者は、業務の着手に際し、次の書類を提出すること。

- (1) 業務工程表
- (2) 主任技術者及び照査技術者届（経歴書含む）
- (3) 資格証明書の写し（主任技術者及び照査技術者）
- (4) その他発注者が必要と認める書類

- 2 受注者は、業務の完了に際し、次の書類を提出すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 業務完了引渡書
- (3) その他本市が指示する書類

- 3 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は完了検査合格後15日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、監督員の確認を受けたうえで、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は8名までとする）。

登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に監督員にメール送信される。なお、変更時と完了検査の間が15日（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請する。

- 4 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合には、これに従わなければならない。

- 5 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。

- (1) 業務概要
- (2) 実施方針
- (3) 業務工程

- (4) 業務組織計画
- (5) 打合せ計画
- (6) 成果物の品質を確保するための計画
- (7) 成果物の内容、部数
- (8) 使用する主な図書及び基準
- (9) 連絡体制（緊急時含む）
- (10) 使用する主な機器
- (11) その他

第8条 疑義

- 1 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従うものとする。

第9条 打合せ等

- 1 受注者は、本業務実施期間中、打合せを密に行うものとし、進捗状況に応じ、随時報告をしなければならない。また、業務打合せの際、「打合せ記録簿」に記録し、相互に確認しなければならない。（前橋市HP：設計業務等検査 参考様式（打合書等）参照）

第10条 事故発生時の対応

- 1 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故等に対して一切の責任を負い、発注者に発生原因・経過・内容等を報告し、発注者の指示に従うものとする。

第11条 品質確保

- 1 受注者は、本業務の履行及び成果について、品質確保及び情報管理に十分な措置を図ること。また、受注者は、貸与資料及び成果品に含まれる個人情報の取扱いに際して、情報漏洩がないよう対策を講じるものとする。

第12条 業務数量の変更等

- 1 本業務完了後、または業務途中で仕様内容の著しい変更が生じた場合、もしくは業務数量に著しい増減が生じた場合は、発注者受注者は協議の上、本契約を変更できるものとする。

第13条 検査

- 1 受注者は、成果品について発注者の検査を受けなければならない。また、発注者は、成果品の検査の結果、仕様書または協議にて決定・変更した事項（協議簿に記載する）等との相違があると

認めた場合には、期日を定めて受注者に成果品を再提出させることができる。この場合において再提出に要する費用は受注者の負担とする。

第14条 契約不適合責任

- 1 本業務完了後、受注者の責めに帰すべき事由により契約の内容に適合しないものがあった場合、受注者は自己の責任と負担において修正を行うものとする。なお、本条により受注者が責任を負う期間は、契約不適合を知った日から1年間とする。また、合理的な範囲で受注者が不適合の修補を繰り返し実施したにもかかわらず、改善が見られないことにより発注者に損害を与えた場合、発注者は受注者に対して実際に被った損害額を賠償請求することができるものとする。

第15条 機密保持

- 1 受注者は、本業務により知り得た情報等一切の事項を、いかなる場合も他の者に漏らしてはならない。また、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

第16条 著作権、所有権、及び使用权許諾契約

- 1 本業務による成果品の著作権・使用权及び所有権の全てを発注者が有する。本業務における成果は下記の場合を除き、全て発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製することや第三者への公表、貸与をしてはならない。本業務において受注者が独自に開発したプログラムについては、受注者が著作権を有するものとし、発注者はその使用权及び所有権を有するものとする。

第17条 再委託の禁止

- 1 受注者は、委託業務の処理（又はサービスの提供等）を自ら行うものとし、業務の全部又は一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。

第18条 履行期間

本業務の履行期間は契約締結日翌日から令和9年3月23日までとする。

第2章 業務内容

第19条 業務概要

- 1 前回の舗装長寿命化修繕計画の確認
- 2 既存データの収集整理
- 3 システム導入

- 4 システム手順書作成
- 5 システム要件
- 6 システム保守・運用
- 7 計画更新
- 8 報告書作成
- 9 打合せ協議
- 10 成果品

第20条 前回の舗装長寿命化修繕計画の確認

- 1 過年度に作成した舗装維持管理計画における根拠や経緯、管理水準等を確認し、その妥当性を確認する。また、実際の実施状況を振り返り評価分析を実施するとともに、現在の舗装管理に関する課題や管理水準、重要度、優先度等を整理し、更新する舗装維持管理計画の基本方針の検討を行う。

第21条 既存データの収集整理

- 1 舗装点検結果（路面性状調査：shape形式、舗装点検記録様式A：xlsx形式）
- 2 FWD調査結果（紙媒体、xlsx形式、docx形式、PDF形式、Shape形式）
- 3 交通量調査結果（紙媒体、PDF形式）
- 4 過年度工事発注箇所データ（Shape形式(H24～R8)）
- 5 過年度蓄積舗装計画CADデータ（bfo形式、sfc形式）
- 6 その他資料

※収集するデータについては発注者と協議し、本業務に係るものをシステムに取り込むこと。

※既存のデータ量は下記のとおりとする。データ量の増減及びその他本業務に係るデータ収集が伴うため、詳細については発注者と協議すること。工事施工済み箇所や調査結果等を毎年蓄積する。

表2. 既存データ量

名称	分類	種類	データ量
舗装点検結果	R7路面性状調査 (グローバルアイズ)	Shape形式 約640km	77.5MB
	R4～R6路面性状調査 (MMS)	Shape形式 150km(年50km)	2.5MB
FWD調査結果	H28～R5 FWD報告書	PDF形式、xlsx形式	1.0GB
交通量調査結果	R3～R5交通量調査結果 (シルバー人材)	紙媒体	—
	R7交通量調査結果 (都市計画課業務)	PDF形式	83.1MB
過年度工事発注箇所	H24～R8過年度の舗装工事	Shapeデータ	1.0MB

第22条 システム導入

- 1 整理及び検討したデータを統合的に管理するため、地図機能、優先度付き路線選定機能及び工事履歴管理機能等を有する舗装維持管理システムを導入し、市職員による自律的な維持管理業務の実現を支援する。このシステムを用いて今後計画更新を継続的に行えるようにする。基本要件は以下のとおりとする。

表 1. システム機能一覧

機能名称	機能概要
基本機能	地図表示、検索、計測、印刷、CSVファイル・shapeファイル等で入力・出力の基本機能
損傷可視化	路面性状調査点検結果を地図上に種別・程度・年度等による色分け表示
補修履歴管理	過年度補修履歴（年度・工法・費用等）をデータベースに積み上げ。地図に色分け表示
データ蓄積	FWD・交通量調査等の既存データを取り込み。苦情・要望等の入力。地図に色分け表示
優先順位	条件設定を行い修繕対象路線を自動抽出し、年度毎の計画策定。重要路線別、地区別、交通量別等に計画策定。予算制約や状況に応じて変更可能。地図に色分け表示
データ更新・編集	市職員による実績などのデータ入力・更新（簡易的）
操作性・利便性	専門知識を持たない職員でも日常的に更新・閲覧・シナリオ算出・シミュレーションが実現可能、将来的な拡張性
予算額設定	年度別の更新費用を算出し、平準化シミュレーション（5年毎の舗装長寿命化修繕計画の更新時に使用）

第23条 システム手順書作成

- 1 舗装維持管理システムの操作マニュアルを作成する。

第24条 システム要件

- 1 舗装維持管理システムは、インターネットに接続できない環境での構築（庁内オンプレミス型）又はスタンドアロン又はLGWAN—ASPサービス又はクラウドの運用可能なシステムとし、基本的な要件は以下のとおりとする。また、職員にとっての操作性・利便性・拡張性、ランニングコストに優れたものを提案すること。
 - (1) システム必要導入台数は、1アカウントを満たすものとする。
 - (2) システムの機能要件は、「表 1. システム機能一覧」の記載のとおりとする。原則すべての機能を有するシステムとする。
 - (3) 上記の（1）～（2）において、受注者が提案し、発注者が運用に支障がないと認めた場合は、一部の機能を独立したサブシステムとして設計することができる。

- (4) システムは容易に取扱えるよう操作性の優れたものとし、図形・属性等の変更も出来ること。
- (5) システムデータは職員が簡単な操作でデータバックアップができること。なお、個人情報保護法等、情報セキュリティポリシーについては、特に留意すること。

2 オンプレミス型環境でのシステムはWebブラウザ（Chrome、Edge）上で動作すること。

- (1) サーバは、本市の仮想化システム（VMware vSphere7.0）に構築すること。
- (2) サーバOSとしてwindows server2022を導入する場合、OSのインストールは前橋市が実施する。
- (3) サーバOSとしてwindows server2022以外（Linux等）を導入する場合、OSのインストールは受注者が実施すること。この場合は事前協議のうえ、仮想基盤へのハウジング要件に合致することを確認すること
- (4) VMware vSphere7.0以外のハイパーバイザーであっても、稼働するシステムとすること。

3 スタンドアロン環境でのシステムはWebブラウザ（Chrome、Edge）上で動作すること。

- (1) ノートパソコン1台にシステムを導入し、納入すること。
- (2) 将来的な拡張を見据え点群データ等の作業ができるスペックにすること。

4 LGWAN環境でのシステムはLGWAN—ASPサービスとして提供されるものとし、本市のLGWAN 接続系環境からWebブラウザ（Chrome、Edge）等により安全かつ安定的に利用できる構成とすること。なお、サービス提供に当たっては、LGWAN-ASPに係る各種規程・要綱を遵守するとともに、本市の業務運用に支障を生じさせないよう、安定的かつ継続的なサービス提供を行うこと。

5 クラウド環境でのシステムはWebブラウザ（Chrome、Edge）上で動作すること。

- (1) クラウドサービスを利用してシステムを構築する場合は、以下の事項を満たすこと。
 - ①サービス機能の設定状況が容易に確認できること。
 - ②情報の滅失、破損時に備えてバックアップを取得していること。
 - ③情報セキュリティインシデント発生時の連絡体制が明確であること。
 - ④クラウドサービスに保存された情報について、クラウドサービス提供者の利用範囲が約款等に明示されていること。
 - ⑤クラウドサービス解約後は、保存した情報が確実に消去されること。
 - ⑥クラウドサービスで提供される情報は、日本国内で保存・処理されていること。

第25条 システム保守・運用

1 本業務で構築するシステム保守・運用の要件は、次のとおりとする。

(1) システムの保証期間

業務完了の年度末を保証期間とし、期間満了後は新たに保守運用契約を締結するものとする。

(2) 保守運用

①基本事項

ア. 障害発生時の対応は、1週間程度での復旧を原則とすること。ただし、発注者と受注者にて協議のうえ後日対応とした場合はこの限りではない。

②ソフトウェア保守

保守内容は下記に示す事項を実施するものとする。

- ア. 電話・Eメール等によるシステム操作に対する質問受付
 - イ. ユーザ過失による障害時の対応
 - ウ. システムの修正プログラム適用やバージョンアップ
- 2 上記以外のシステム保守・運用、製品保証に関する事項は、構築期間中にSLA（Service Level Agreement）を発注者と受注者の間で取り決めることとし、SLAに沿って対応すること。
- 3 システム保守・運用費用における内訳や、作業内容について、説明すること。
- ※窓口業務で扱うわけではなく、職員1，2人で利用する予定である。過度な保守は不要とする。

第26条 計画更新

- 1 舗装維持管理システムを活用し、計画の更新を行う。路線データについては、令和7年度に実施した路面性状調査結果のデータのうち、約640km程度を対象とする。
- 2 職員により継続的に更新出来るような構成に更新すること。
- 3 過年度の舗装長寿命化修繕計画を見直しや、データの収集整理を行い、最適となる舗装マネジメント計画へ更新すること。

第27条 報告書作成

- 1 本業務において作成・利用した資料のとりまとめを行い、報告書を作成するものとする。

第28条 打合せ協議

- 1 打合せ協議は、業務着手時、中間時、業務完了時の計3回とし、その他必要に応じて適宜行うものとする。また、受注者は、打合せ議事録を作成し、発注者の承認を受けるものとする。

第29条 成果品

- | | |
|-------------------|-----|
| 1 舗装長寿命化修繕計画 | 1 部 |
| 2 システム操作マニュアル | 1 部 |
| 3 電子データ | 1 式 |
| 4 舗装マネジメントシステム | 1 式 |
| 5 業務報告書 | 1 部 |
| 6 その他協議により認められたもの | 1 式 |